

千葉県報

号外
令和4年9月30日

号外第48号

千葉県報

令和4年9月30日(金曜日)

主要目次

○ 千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則	四
○ 教育委員会規則	五
○ 千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則	五
○ 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程	五
○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令	五
○ 千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	六
○ 千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	六
○ 病院局訓令	六
○ 千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	六

規則

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第七十四号

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則

千葉県公有財産管理規則(昭和四十四年千葉県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六章 公有財産管理システムの記録の閲覧及び利用(第四十八条)を「附則」に改める。

第二条第十一号及び第十二号中「公有財産管理システム」を「財産管理システム」に改める。

第十一条第一項中「作成するとともに、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「公有財産管理システムにより出力された」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第三項を削る。

第十九条第一項中「作成するとともに、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第二十二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第二十条の規定による行政財産の使用」に改め、同項を同条とする。

第二十三条第四項を削る。

第二十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十条第一項ただし書中「第二十八条第三項第一号」を「第二十八条第二項第一号」に改める。

第三十七条及び第三十九条中「作成するとともに、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第四十二条の二を次のように改める。

第四十二条の二 削除

第四十二条の三 中「作成するとともに、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第四十三条第三項中「公有財産管理システム」を「財産管理システム」に改める。

第六章を削る。

別表第一その二貸付けの項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に改める。

別表第二工作物の項中「工作物」の下に「(建物附属設備を除く。)」を加え、

へ 下水道 個別 一団の建物に付属して設置された下水施設をもつて一個とする。

「(道路及び公園に係るものを除く。)」を削り、

「塀」を「メートル 柵、垣、生垣等を含む。」に改め、

「(道路及び公園に係るものを除く。)」を削り、

「 信 号 機 」	「 消 火 設 備 」	「 給 水 設 備 」	「 信 号 機 」	「 焼 却 炉 」	「 昇 降 機 設 備 」	「 橋、 」を削り、	「 水 槽、 油 槽、 ガ ス 槽 等 」に、	「 貯 所 」を「 貯 槽 」に、	「 望 楼 」	「 望 楼 」	「 衛 生 装 置 」	「 暖 冷 房 装 置 」
個	個	個	個	基	基	基	基	個	個	個	個	個
	一式の設備をもつて一個とする。	一式の設備をもつて一個とする。	一式の設備をもつて一個とする。				橋りよう」を「橋梁」に改め、「さん	槽」に、「水そう、油そう、ガスそう等」を			一式の装置をもつて一個とする。 し尿浄化装置をいい、その一式の装置をもつて一個とする。	
に、	を			に、	を			に、			を	

「 諸 標 」	「 管 諸 標 」	「 碑 像 」	「 サ イ ロ 」	「 階 段 」	「 サ イ ロ 」	「 ト ン ネ ル 」	「 電 気 設 備 」	「 ト ン ネ ル 」	「 電 気 設 備 」	「 ト ン ネ ル 」	「 電 気 設 備 」
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
				一式の設備をもつて一個とする。				一式の設備をもつて一個とする。			一式の設備をもつて一個とする。
											に改め、同項

<p>る。） 冷暖房設備 （冷凍機の 出力が二十 二キロワツ ト以下のも のを除 く。）、通 風設備又は ボイラー設 備 エレベー ター エスカレー ター 消火設備、 排煙設備又 は災害報知 設備及び格 納式避難設 備 エヤーカー テン又はド ア―自動開 閉設備 アークード 又は日よけ 設備（主と して金属製 のものに限 る。） アークード 又は日よけ 設備（主と して金属製 のものに限 る。）</p>	<p>個 個 個 個 基 基 個</p>	<p>一式の設備をもつて一個とする。</p>	<p>一式の設備をもつて一個とする。</p> <p>一式の設備をもつて一個とする。</p> <p>一式の設備をもつて一個とする。</p> <p>一式の設備をもつて一個とする。</p>	<p>この規則是、令和四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>別記第四号様式中「第十四条」を「第十四条」に改める。 別記第六号様式中「第十一條」を「第十一條」に改める。 別記第十一号様式中「第十八条」を「第十八条」に改める。</p> <p>千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和四年九月三十日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>千葉県規則第七十五号 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（平成十五年千葉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。 附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中</p>
---	--	------------------------	---	--

「に掲げる」を「（イに係る部分に限る。）に掲げる」に、「令和四年十月三十一日」を「令和七年十月三十一日」に、「五〇〇ミリグラム」を「三〇〇ミリグラム」に改め、附則に次の一項を加える。

3 改正後の規則別表第一 三の項（ハに係る部分に限る。）に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、前項に規定する期間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第七十六号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「収納取扱店に」を「収納取扱店に、」に、「」を提出して」を「。以下「口座振替依頼書」という。）を提出し、又は口座振替依頼書に記載すべき事項を電子情報処理組織（収納取扱店又は収納取扱店の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と納入義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供して」に改め、同条第二項中「前項の約定をした納入義務者」を「納入義務者は、前項の約定（口座振替依頼書の提出によりした約定に限る。）をしたとき」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「より、」を「よる」に、「提出」を「提出又は前項の規定による電磁的記録の提供」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 収納取扱店又は収納取扱店は、納入義務者が第一項の約定（口座振替依頼書の提出によりした約定を除く。）をしたときは、口座振替納付届に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を歳入徴収者に提供しなければならない。

第五十八条の三の見出しを「（県税等の収納委託）」に改め、同条第一項中「徴収金」の下に「、分担金及びこれに係る延滞金、不動産売払代金及びこれに係る遅延損害金並び

に過料及びこれに係る延滞金（以下この条において「県税等」という。）」を加え、同項各号中「県税」を「県税等」に改め、同条第三項中「県税」を「県税等」に改め、「納税通知書」の下に「、納入通知書」を、「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「及びこれに係る徴収金」を削り、同条第五項中「により」を「又は現金払込書により」に改め、同条第六項中「県税及びこれに係る徴収金」を「県税等」に、「を作成し」を「又は受託徴収（収納）金計算書を作成し」に改める。

第六十条第一項中「、第四十七条」を「及び第四十七条」に改め、「及び第四十八条第一項」を削り、同項の表納入通知書その他の項を削る。

様式目次の表三十三の項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改め、同表三十九の項中「第五十五条第一項」の下に「、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項」を加え、同表四十一の項中「第五十八条第三項」の下に「、第五十八条の二第八項及び第五十八条の三第六項」を加える。

別記第三十三号様式中「第四十八号様式」を「第四十八号様式」に改める。

別記第三十九号様式中「第五十五号第一項」の次に「、第五十八号の二第七項及び第五十八号の三第五項」を加え、同様式（その1）中

本書のとおり払い込みます。 年 月 日

千葉県会計管理者（出納員、分任出納員、現金取扱員） 様

を

本書のとおり払い込みます。 年 月 日

千葉県会計管理者（出納員、分任出納員、現金取扱員） 事務受託者 様

に、

千葉県会計管理者（出納員、分任出納員、現金取扱員） 様

を

に改め、同様式（その3）の備考を削る。

別記第四十一号様式中「第五十八号第三項」の次に「、第五十八号の二第八項及び第五十八号の三第五項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県財務規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会規則

千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十六号

千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則

千葉県教育財産管理規則（昭和四十五年千葉県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号中「公有財産管理システム」を「財産管理システム」に改める。

第八条第一項中「作成するとともに、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録しなければ」「作成しなければ」に改める。

第十五条第一項中「、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録し」を削り、同条第四項中「公有財産管理システムにより出力された」を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

管理者は、次の各号のいずれかに該当する教育財産の使用の許可をしようとするときは、教育財産使用許可申請書に添えられた書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づく投票所及びポスターの掲示場、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく指定緊急避難場所又は指定避難所の標識、防災行政無線設備並びに売店の設置並びに使用の許可の期間の更新（第十七条第六号に該当する場合における使用の許可の期間の更新を除く。）に係る使用許可については、この限りでない。

一 使用の期間が三十日以上の使用に係る使用許可（電柱類（支線及び支線柱を含む。）、公衆電話ボックス、公衆電話機、水道管、ガス管及び自動販売機の設置を目的とする使用許可を除く。）

二 使用料の減免を伴う使用許可（第十七条第一号から第五号までに該当する場合における使用許可を除く。）

第十九条第二項中「前項」を「教育財産の使用」に改める。

第二十三条中「及び第三十六条」を削り、「知事」を「第二十七条中「知事」に改める。

第二十三条の四第一項及び第二十五条第一項中「、公有財産管理システムに、処理形態、財産の状況、処理の相手方、処理の目的及び用途、処理方針等必要な事項を記録し」を削る。

第二十九条第二項中「公有財産管理システム」を「財産管理システム」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和四年九月三十日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十一号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第一号中「第四条第一号ホ」を「第四条第一号ニ」に改める。

附則

この管理規程は、令和四年十月一日から施行する。

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十六号

本庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

六 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関すること。

イ 第三十七条第二

項の規定による一時役員の選任に関する

こと。

ロ 第六十条の規定

による臨時総会

の

イ 第九十四条の九

第六項の規定による

事務の引継ぎに

関すること。

ロ 附則第二十四条

第二項の規定によ

招集の承認に関すること。
 ハ 第九十四条の二の規定による認定に関すること。
 ニ 第九十四条の九第一項の規定による認定に関すること。
 ホ 附則第二十条第一項の規定による確認に関すること。

附則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

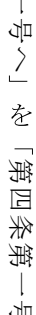
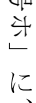
千葉県訓令第十七号

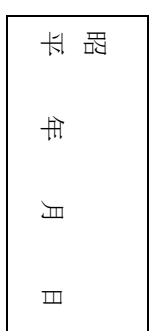
千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

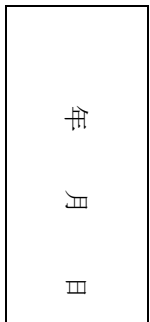
千葉県職員人事事務取扱規程（昭和五十三年千葉県訓令第十八号の二）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中ニを削り、ホをニとし、同号へ中「別記第二号様式の二」を「別記第二号様式」に改め、同号中へをホとし、トからリまでをへからチまでとする。

別記第二号様式を削る。

別記第二号様式の二中「」を「」に、



「」

「」

を

に改め、同様式を別記第

二号様式とする。

別記第三号様式中「」を「」に改める。

附則

- 1 (施行期日) この訓令は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 (千葉県職員服務規程の一部改正) 千葉県職員服務規程（平成十七年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

企業局訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

千葉県企業局長 山口 新二

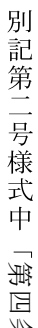

千葉県企業局訓令第五号

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

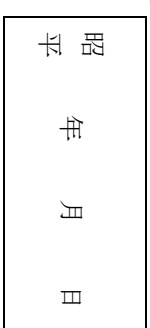
千葉県企業局職員人事事務取扱規程（昭和四十七年千葉県水道局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

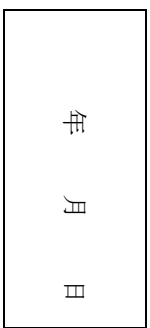
第四条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからルまでをハからヌまでとする。

別記第一号様式の二を削る。

別記第二号様式中「」を「」に改める。

別記第三号様式中「」を「」に、

「」

「」

を

に改める。

附則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

病院局訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局訓令第四号

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程（平成十六年千葉県病院局訓令第一号）の一部を次

本局 出先機関

のように改正する。

第四条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからチまでをニからトまでとする。
別記第二号様式を次のように改める。

別記第三号様式中「第○条第一号ハ」を「第○条第一号ニ」に、

別記第四号様式中「第○条第一号ハ」を「第○条第一号ニ」に改める。

長	品
年	
月	
日	

を

年	
月	
日	

に改める。

別記第四号様式中「第○条第一号ハ」を「第○条第一号ニ」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八

購読申込先

〇四三(二二三)

二六五八